

2つの給付金の申請受付を 8月4日から開始しています

臨時福祉給付金

4月からの消費税率の引き上げによる負担の影響が大きい、所得の低い方へ「臨時福祉給付金」を給付します。

【申請書】

対象と思われる方のいる世帯へ、「課税されていないお知らせ」に同封し8月1日(金)より順次発送

【申請方法】

原則、返信用封筒で郵送してください。

【申請期日】11月4日(火)

【問い合わせ先】

住民生活課社会係

子育て世帯

臨時特例給付金

4月からの消費税率の引き上げに伴い生じる、子育て世帯への家計負担軽減の

ため「子育て世帯臨時特例給付金」を給付します。

【申請書】

平成26年1月分児童手当受給している方へ、8月1日(金)発送(公務員除く)

【申請方法】

原則、返信用封筒(申請書に同封)で郵送してください。公務員の方は自己負担にて郵送または窓口提出して下さい。

【申請期日】11月4日(火)

【問い合わせ先】

住民生活課児童係



期日までに
忘れずに申請
してください

固定資産税に 関する お知らせ

家屋の新增築、取り壊し、 未登記家屋の所有権移転 について

【新・増築家屋調査にご協力を】

町では、来年1月1日までに新・増築される家屋について、固定資産評価額を決定するため、家屋調査にお伺いしています。平成26年中に家屋を新築、増築されたときは、届出先までご連絡願います。

【未登記の家屋を取り壊したら届出を】

未登記の建物を取り壊した際は、必ず届出を行ってください。届出がされない、引き続き課税される場合があります。

ますので、ご注意ください。

なお、登記されている建物を取り壊したときは、法務局での「滅失登記」の手続を行ってください。

【未登記家屋の所有権が移転するときは届出を】

相続、贈与や売買などによって、未登記家屋の所有権が移転した場合は、必ず「未登記家屋の所有権移転届」を提出願います。届出がされない、引き続き課税される場合がありますので、ご注意ください。

います。

【住宅用地の特例について】

住宅が建っている土地には、土地の税金が1/6または1/3に軽減される住宅用地の特例が適用されます。この住宅用地の特例を受けるためには、「住宅用地の申告書」を提出いただく必要があります。なお、既に特例が適用されている土地については、申告の必要はありません。

※住宅用地の特例は、住宅の種類・規模や土地の規模によって適用の範囲が異なります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

【届出・問い合わせ先】

- ・財務課課税第二係
- ・熊石総合支所地域振興課

滞納整理機構の 取組みと実績

渡島・檜山の1市16町で構成する「渡島・檜山地方税滞納整理機構」は、今年で設立から11年目を迎え、市や町が単独で行えないような徴収困難な滞納事案を引き受け、強制的な滞納処分により地方税の徴収を行う一部事務組合です。

納税に全くの誠意の見られない滞納者の預貯金や給与の差押えや、公売等の厳格な滞納処分を中心とした滞納整理を行っています。

【平成25年度の実績】

- ・引受人数：278人(法人も含む)
- ・引受金額：2億9,042万円
- ・徴収金額：1億6,133万円
(延滞金1,854万円を含む)

平成26年度も、271人、2億7,236万円を引き受け、滞納整理を進めています。八雲町でも、毎年30人ほどの滞納者を滞納整理機構に依頼し滞納整理を進めています。

町も滞納整理機構と一体となって、税負担の公平化と税収のアップを目指し滞納整理を進めています。町税に未納のある場合は、早期に完納されるか納税相談に来庁されるようお願いいたします。

【問い合わせ先】 財務課納税係